



担 当	令和6年11月8日（金）
	徳島労働局雇用環境・均等室
	雇用環境・均等室長 後藤 正
	雇用環境改善・均等推進監理官 高島 真由美
	労働紛争調整官 富永 直基 （電話） 088(652)9142

県内の労働紛争相談機関が合同で 職場のトラブル解決へ向けた労働相談会を開催

～ 労働紛争解決機関の専門家及び労働行政の担当者が対応します ～

徳島労働局（局長 竹中 郁子）では、県内において個別労働関係紛争の解決に向けた業務を行う関係5機関が連携・協力するための協議会（徳島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会）を設立・開催しています。このたび、同協議会の取組として、合同で労働相談会を開催することとしました。

開催日時、場所は次のとおりです。

合同労働相談会

日 時 令和6年12月8日（日曜日） 13:00～16:30
場 所 徳島市シビックセンター（アミコビル4階）
徳島市元町1-24
内 容 職場でのトラブルの相談対応（無料）
事前予約のある方を優先させていただきます。

事前予約受付先

徳島県労働委員会事務局

電 話：088-621-3234

FAX：088-621-2889 申込QRコード

メール：roudouinkai@pref.tokushima.jp

予約は12月6日（金）午後3時まで



徳島労働局では、職場における労働者と事業主との間のトラブル（個別労働関係紛争（※1））の解決を図るため、「総合労働相談」などの制度（※2）を運営していますが、県内において個別労働関係紛争の解決のための施策・活動を行う関係機関とともに平成20年度に協議会（※3）を設立し、それぞれの制度がより有効に運用されるよう連携を図っています。

「合同労働相談会」は、県民に広く個別労働関係紛争の解決のための制度や窓口を周知することや、関係機関のさらなる連携強化を図るための取組みとして、平成27年度より開催しています。

相談会当日は、徳島県生活環境部労働雇用政策課、徳島県労働委員会、徳島県社会保険労務士会、徳島労働局の4つの個別労働紛争解決機関の専門家、労働行政担当職員が、労働者や事業主が抱える職場でのトラブル又は今後トラブルとなりえる問題等についての相談に対応いたします。

徳島労働局では、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」を中心に、ハラスメント特別相談窓口を設置していますが、相談会当日もパワーハラスメント等に係る相談にも対応いたします。

※1 個別労働関係紛争

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」第1条に定義されており、「労働条件その他の労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争」のこと。

※2 徳島労働局における個別労働関係紛争解決のための制度

「総合労働相談」

総合労働相談コーナーにおいて専門の相談員が相談に対応するもの。

「助言・指導」

当事者間による紛争の自主的解決を促進するため、紛争当事者に対して、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆するもの。

「あっせん」

労働問題の専門家であるあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけるなど紛争当事者間の調整を行い、その自主的解決を促進するもの。

※3 協議会の構成機関

徳島県生活環境部労働雇用政策課

徳島県労働委員会

徳島地方裁判所

日本司法支援センター徳島地方事務所（法テラス徳島）

徳島県社会保険労務士会

徳島労働局